

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社growth（以下「当社」といいます。）の提供するソトママサービスのご利用にあたり、クライアント、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーの皆様に遵守していただかなければならない事項ならびに当社とクライアント、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスをクライアント、登録ディレクターまたは登録コミュニティリーダーとしてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいませようお願い致します。

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本規約は、本サービス（第2条に定義する意味を有します。）の利用に関する当社、クライアント、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーの権利義務関係を定めることを目的とし、当社、クライアント、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーの本サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。当社が本サイト（第2条に定義する意味を有します。）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

「アカウント等」とは、ソーシャルプラットフォーム内において登録コミュニティリーダーが自己の制作した動画・写真等のコンテンツをアップロードする自己または自己が所属する組織が管理する自己の専用チャンネルまたはアカウントを意味します。

「コミュニティリーダー」とは、ソーシャルプラットフォームにおいて自己の専用のアカウント等を有する個人または法人を意味します。

「コミュニティメンバー」とは、コミュニティリーダーが申告するメンバーまたは本件委託業務を実施するにあたり関与させたメンバーまたはコミュニティとして関与が認められるメンバーを意味します。

「コミュニティリーダー個別契約」とは、第10条4号に規定する当社と登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターとの間の本件委託業務の再委託に関する契約を意味します。

「営業日」とは、法令等により日本国内の銀行が休業することを認められている日以外の日を意味します。

「クライアント」とは、本サービスにクライアントとして登録している者で、本サービスを通して、かつ、当社を通じて間接的に登録ディレクターまたは登録コミュニティリーダーに対し本件委託業務を委託し、または委託しようとする個人もしくは法人を意味します。

「クライアント個別契約」とは、第10条第4号に規定するクライアントと当社との間の本件委託業務に関する契約を意味します。

「クライアント提供素材」とは、第13条第1項に定義される意味を有するものとします。

「掲載維持期間」とは、第23条に定義される意味を有するものとします。

「合格基準」とは、第21条第1項に定義される意味を有するものとします。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）を意味します。

「ソーシャルプラットフォーム」とは、「YouTube」、「Instagram」、「Twitter」、「Snapchat」、「Facebook」、「TikTok」その他これらに類する写真、動画等のコンテンツを共有する機能を有するソーシャルプラットフォームを意味する。「YouTube」は、Google Inc.の商標または登録商標です。「Instagram」および「Facebook」は、Facebook Inc.の商標または登録商標です。「Twitter」は、Twitter Inc.の商標または登録商標です。「Snapchat」は、Snapchat Inc.の商標または登録商標です。「TikTok」はTikTok Pte. Ltdの商標または登録商標です。

「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。著作権については著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。）を意味します。

「ディレクター」とは、第12条において定義される意味を有します。

「当社登録基準」とは、第3条第3項において定義される意味を有します。

「登録コミュニティリーダー」とは、本サービスにコミュニティリーダーとして登録している者で、(i) 本サービスを通じて本件委託業務を受託し、または受託しようとする個人もしくは法人、または(ii) 登録ディレクターに所属し、当該登録ディレクターが本サービスを通じて受託する本件委託業務の全部または一部を登録ディレクターの監督のもと遂行し、または遂行しようとする個人または法人を意味します。

「登録希望者」とは、第3条第1項において定義された者を意味します。

「登録情報」とは、第3条第1項において定義された情報を意味します。

「登録ディレクター」とは、当社から登録コミュニティリーダーへの業務発注のためのマネジメント会社等であって、本サービスに登録ディレクターとして登録するもので、本サービスを通じて本件委託業務を受託し、または受託しようとする個人もしくは法人を意味します。

「登録ユーザー」とは、第3条に従い本サービスの利用の登録が完了したクライアント、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーの総称をいいます。

「秘密情報」とは、第44条第1項において定義される意味を有します。

「本件委託業務」とは、第8条において定義される意味を有します。

「本件コンテンツ」とは、第8条において定義される意味を有します。

「本サイト」とは、当社がインターネット上で提供する「ソトママ」をいいます。「本サイト」には、文脈上許される限り、「本サービス」も含まれるものとします。

「本サービス」とは、クライアントが当社を通じて間接的に、本件委託業務を遂行する登録コミュニティリーダーを募集し、委託を実現する提供および当社による本件委託業務のサポートサービスを意味します。

「本サービス利用契約」とは、登録ユーザーと当社間の本サービスの利用に関する契約を意味します。

「本募集案件」とは、第10条1号に定義される意味を有するものとします。

「マネジメント会社等」とは、コミュニティリーダー等の第三者から肖像権、知的財産権の管理およびプロモーション活動等のマネジメント業務を受託している個人もしくは法人を意味します。

「サイト閲覧者」とは、ソトママにおけるサイトを利用する個人もしくは法人を意味します。

### 第3条 登録

本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約の全条項を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。なお、登録希望者は、本規約の同意に際し、事業として又は事業のために本サービスを利用することを表明し保証するものとし、いかなる意味においても、事業を営む以外の目的で本サービスを利用してはならないものとします。

登録の申請は、必ず本サービスを利用する本人（法人の場合には対外的な契約締結権限を有する者）が行わなければならないが、当社が事前に承諾した場合を除き、代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。

当社は、コミュニティリーダーについては自己専用のチャンネルもしくはアカウントをソーシャルプラットフォーム上に有し、当該チャンネルもしくはアカウントについて一定数以上のフォロワーが存在すること等、当社の定める一定の登録基準（以下「当社登録基準」という。）に従って、登録希望者の登録の可否を判断します。当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者のクライアント、登録ディレクターまたは登録コミュニティリーダーとしての登録は完了したものとします。

前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービス利用契約が登録ユーザーと当社間に成立し、登録ユーザーは、本サービスを当社の定める方法で利用できるようになります。なお、登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについては、その他の登録コミュニティリーダーに提供されるサービスとは仕様を異にし、またはその全部または一部の利用が制限される場合があります。

当社は、その裁量により、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することができます。

登録希望者が登録する際、当社登録基準を満たさなかった場合

登録希望者がマネジメント会社等であるときは、当該マネジメント会社等に当社登録基準を満たす方が1名も所属していない場合

本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

過去に本サービスまたは当社が提供する他のサービスの利用の登録を取り消された者である場合

電子メールアドレスを保有していない者である場合

既に登録ユーザーとしての登録がなされている者である場合

未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合

その他、当社が登録を適当でないと合理的に判断した場合

#### 第4条 登録ディレクターによる登録コミュニティリーダーの所属登録

登録ディレクターは、前条に従った本サービスへの登録の後速やかに、当社所定の方法に従い、自己が管理するすべての登録コミュニティリーダーの「所属者」として当社により登録されることを理解し、同意するものとします。所属登録変更の手続は、当社において実施するものであることを理解し、同意する。当社は、所属登録の変更の手続について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条 登録情報の変更

登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

#### 第6条 パスワードおよびユーザーIDの管理

登録ユーザーは、自己の責任において、登録したパスワードおよびユーザーIDを管理および保管し、盗難防止のための措置を自ら講じるものとします。

登録ユーザーは、パスワードおよびユーザーIDを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、承継、名義変更、売買、担保提供等をしてはならないものとします。

パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

登録ユーザーは、パスワードまたはユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### 第7条 本サービスの利用

登録ユーザーは、本サービス利用契約の有効期間中、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、登録ユーザーの費用と責任において行うものとします。

登録ユーザーは自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

### 第2章 クライアントによるソーシャルプラットフォーム用のコンテンツ制作等の委託

#### 第8条 コンテンツの制作およびソーシャルプラットフォームへのアップロードの委託

クライアントは、本サービスを通して、かつ、当社を通じて間接的に、登録コミュニティリーダー（ただし、登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについてはその登録ディレクターとします。）に対し、(i) クライアントの商品またはサービスを登録コミュニティリーダーが紹介する動画、写真等のコンテンツの制作および (ii) 当該登録コミュニティリーダーが自己のアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上に当該動画、写真等のコンテンツをアップロードする業務、(以下、(i)および(ii)の一連の業務を「本件委託業務」といいます。)を委託することができます。本件委託業務により制作される動画、写真等のコンテンツを、以下「本件コンテンツ」といいます。

#### 第9条 契約形態

本サービスにおける本件委託業務の委託は、当社がクライアントから委託を受け、当社がこれを特定の登録コミュニティリーダーに再委託し、当該登録コミュニティリーダーが当該本件委託業務を行う方法、または当社がこれを特定の登録コミュニティリーダーが所属する登録ディレクターに再委託し、登録ディレクターが当

該登録コミュニティリーダーをして当該本件委託業務を行わせる方法による、プロジェクト・マネジメント型の業務委託の形態により行われるものとします。

## 第10条 業務委託の手続

クライアントは、本サービスを利用し、以下の手続により個別の本件委託業務の委託を実施することができます。

クライアントは、当社のサービスを通して、希望する本件委託業務の基本条件（登録コミュニティリーダーに紹介してもらいたい製品およびサービス、本件コンテンツのソーシャルプラットフォームへの掲載開始日および掲載期間・本数・分数等の本件コンテンツに関する個別条件、本件委託業務の業務委託料の金額等、当該本件委託業務の実施に必要な事項）を定めて、当該本件委託業務を受託する登録コミュニティリーダーの募集を行います（以下、当該募集の対象となる本件委託業務を「本募集案件」といいます。）。

本募集案件の受託を希望する登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターは、本サイト上で本募集案件に応募します。

当社は、前号に従い本募集案件に応募してきた登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターの中から、クライアントの意向も踏まえて、本募集案件の委託先候補者を選定します。

当社が、前号に従い選定された登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターに対して、本サービスを通じて、クライアントの意向を踏まえた本募集案件の詳細条件を提示した後、以下のいずれかに該当するに至った場合、それぞれ、以下に定める時期に、(i) クライアントと当社との間で、当該詳細条件に従った本件委託業務に関する契約（以下「クライアント個別契約」といいます。）が締結されたものとし、(ii) 当社と当該登録コミュニティリーダーまたはその登録ディレクターとの間で、当該詳細条件に従った本件委託業務の再委託に関する契約（以下「コミュニティリーダー個別契約」といいます。）が締結されたものとします。

①本号に基づき詳細条件の提示を受けた当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターが、当社サービス上で、当社が提示した本募集案件の詳細条件に同意する旨の意思表示をした場合（ただし、登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについては、その登録ディレクターのみが当該意思表示を行うものとします。）

当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターにより当該意思表示がなされたとき

②当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターが、当社が提示した詳細条件の変更について、当社を通じて、クライアントと協議し（ただし、登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについては、その登録ディレクターのみがクライアントとの協議を行うものとします。）、当該協議の結果、クライアントが、当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターの提案した変更後の詳細条件について同意する旨の意思表示をした場合

クライアントにより当該意思表示がなされたとき

③上記②に定める協議の結果、当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターが、クライアントの提案した変更後の詳細条件について同意する旨の意思表示をした場合（ただし、登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについては、その登録ディレクターのみが当該意思表示を行うものとします。）

当該登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターにより当該意思表示がなされたとき

## 第11条 クライアントとの個別契約

クライアントは、前条に従い当社との間でクライアント個別契約を締結するに至った場合、当該クライアント個別契約に従い、クライアント提供素材を提供する等、本件委託業務の遂行に必要な一定の協力を行うものとします。

クライアント個別契約には、別段の特約なき限り、本規約の各条項の定めが適用されるものとします。本規約の条項とクライアント個別契約の規定が矛盾する場合には、当該クライアント個別契約の規定が優先して適用されるものとします。

クライアントは、クライアント個別契約を締結した後は、当該クライアント個別契約において定める業務委託料の全額または当社が了解した金額に相当するキャンセル料を当社に支払った場合に限り、当該クライアント個別契約を任意に解除することができるものとします。本項に従いクライアント個別契約が解除された場合、当社は、第14条に従いクライアントから当社に支払われた業務委託料等があるときは、当該業務委託料等からキャンセル料を控除した残額を返金します。ただし、第23条または第31条に従い本件コンテンツがソーシャルプラットフォーム上で公開された後は、クライアントから当社に支払われた委託料等は一切返金されません。

クライアントは、当社が事前に承諾した場合を除き、本サービスを利用せずに、本サービスに登録しているもしくは過去に登録していたインフルエンサーに対し、直接または間接的に本サービス内で委託可能な内容の業務またはこれに実質的に類似する業務を委託してはならないものとします。

## 第12条 プロデューサー

当社は、第10条第1号に従いクライアントから当社に新規の本募集案件が登録された場合、当該本募集案件についてクライアントおよび登録コミュニティリーダーまたは登録ディレクターとの間の調整を行う当社の責任者（以下「プロデューサー」といいます。）を指定し、クライアントに通知します。

## 第13条 クライアントによる素材の提供

クライアントは、クライアント個別契約の規定に従い、クライアントが本件コンテンツにおいてコミュニティリーダーに紹介してもらうことを希望する商品および／またはサービスならびにこれに付随する画像や映像等のコンテンツ、ロゴ、キャッチ・コピー等の素材（かかる商品・サービスおよび素材を、以下「クライアント提供素材」と総称します。）を、本件コンテンツの制作を可能とする形式により、当社を通じて登録コミュニティリーダーに提供するものとします。クライアントによるクライアント提供素材の提供には、登録コミュニティリーダーが、本件コンテンツの制作にクライアント提供素材を使用し、当該本件コンテンツを自己のアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上に公開するために必要なライセンス（クライアント提供素材に含まれる著作物の複製権、公衆送信権等を含みますが、これに限りません。）の付与を含むものとし、その具体的な条件は、当該クライアント個別契約において定めるものとします。

クライアントは、当社に対し、クライアント提供素材を当社に提供する際、前項のライセンスを付与するのに必要かつ十分な権利、権限および能力を有していることを表明し保証するものとします。

## 第14条 クライアントが当社に支払う本件委託業務の対価

クライアントが、当社に対して支払う対価は、クライアント個別契約で別途定める本件委託業務の業務委託料および本サービス利用料の合計額とします。

クライアントは、クライアント個別契約の締結後、クライアント個別契約に定める支払期限までに、前項の対価の全額を当社が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。ただし、クライアント個別契約において、これと異なる支払方法を定めた場合は、当該方法によるものとします。銀行振込手数料その他支払に要する費用はクライアントの負担とします。

クライアント個別契約において別段の定めなき限り、第1項に定める対価には消費税相当額が別途加算されるものとします。

## 第15条 本件委託業務の完了

クライアント個別契約に基づく本件委託業務は、第21条または第29条の規定に従い検収が完了した本件コンテンツが、第23条または第31条の規定に従い、指定のアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上で公開され、掲載維持期間の満了日まで掲載が維持された場合に、完了したものとみなされます。

## 第3章 登録コミュニティリーダーによる業務提供

### 第16条 登録コミュニティリーダーとの個別契約

登録コミュニティリーダーは、第10条の規定に従い、本サービスを通じて、特定の本募集案件に応募することができ、本募集案件について当社との間でコミュニティリーダー個別契約を締結するに至った場合、当該コミュニティリーダー個別契約に従い、当社から再委託された本件委託業務を自ら誠実に遂行するものとします。登録コミュニティリーダーは、当社との間で別途書面で合意しない限り、コミュニティリーダー個別契約に基づき再委託された本件委託業務の全部または一部を第三者に再々委託することはできません。コミュニティリーダー個別契約には、別段の特約なき限り、本規約の各条項の定めが適用されるものとします。本規約の条項とコミュニティリーダー個別契約の規定内容が矛盾する場合には、当該コミュニティリーダー個別契約の規定が優先して適用されるものとします。

登録コミュニティリーダーは、当該コミュニティリーダー個別契約について自己が下請取引支払遅延等防止法上の下請事業者にあたる場合には、下記の条件に基づき、下請法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けることを承諾します。

記

電磁的記録の提供の方法：Web上の情報を閲覧

記録に用いられるソフトウェアおよびバージョン：Internet Explorer、Google Chrome等ブラウザ

コミュニティリーダー個別契約にかかるクライアント個別契約が第11条第4項に基づきクライアントから解除された場合、当該インフルエンサー個別契約は当然に終了します。この場合、当社は、登録コミュニティリーダーに対し、当該インフルエンサー個別契約に定める業務委託料の50%を支払います。

## 第17条 報告および協議

登録コミュニティリーダーは、ディレクターからの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況、実績時間その他の事項について、ディレクターが求める時期、内容および様式により報告しなければならないものとします。

#### **第18条 クライアント提供素材の使用およびブランド・イメージ保持義務等**

登録コミュニティリーダーは、本件委託業務を遂行するにあたり、クライアントおよび当社のブランド・イメージの保持に努めるものとし、クライアントおよび当社のブランド・イメージを毀損するおそれのあるいかなる行為も行ってはならないものとします。

登録コミュニティリーダーは、本件委託業務においてクライアント提供素材を使用するにあたり、本規約およびコミュニティリーダー個別契約に定める条件に従うものとします。

登録コミュニティリーダーは、本件コンテンツの検収が完了した後、コミュニティリーダー個別契約において、クライアント提供素材の全部または一部をクライアントに返還し、または廃棄することが求められる場合があります。

登録コミュニティリーダーは、本件委託業務を行う目的で使用する場合を除き、クライアントおよび当社の名称、クライアントおよび当社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービス・マーク等を使用することはできません。当社に許可なく、案件実績などとして本件委託業務の実績を謳うことはできません。

コミュニティリーダー個別契約の条件に従った本件委託業務におけるクライアント提供素材の使用を除き、クライアントおよび当社は、登録コミュニティリーダーに対し、クライアントまたは当社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービス・マーク等（以下、本条において「本件商標等」といいます。）の商標権や著作権、意匠権、特許権、実用新案権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を許諾するものではありません。

登録コミュニティリーダーは、クライアントおよび当社の商号、本件商標等およびこれらに類似する商標等もしくはこれらの略称について、商標の登録または商号の登記を行うことはできません。

#### **第19条 登録コミュニティリーダーへの支払**

当社は、登録コミュニティリーダーに対し、本件委託業務の業務委託料としてコミュニティリーダー個別契約にて定められた金額を、第23条の規定に従い本件コンテンツのソーシャルプラットフォーム上での公開が開始された日の翌月末日（当該日が営業日でない場合は、翌営業日）まで（ただし、登録コミュニティリーダーが下請取引支払遅延等防止法上の下請事業者にあたる場合、当該日が第20条に従い本件コンテンツが納入された日から60日以内）に、登録コミュニティリーダーが個人の場合には所定の税額の源泉徴収を行った上、別途登録コミュニティリーダーが指定した銀行口座に振込む方法により支払うものとします。銀行振込手数料（特段の定めがない限り1回の振り込み当たり300円とする。）その他支払に要する費用はコミュニティリーダーの負担とします。

コミュニティリーダー個別契約において別段の定めなき限り、前項に定める業務委託料には消費税相当額が別途加算されるものとします。

コミュニティリーダー個別契約の遂行のために必要となる登録コミュニティリーダーの出張旅費、宿泊費その他の諸費用は、第1項に定める業務委託料に含まれるものとし、登録コミュニティリーダーは別途定めがある場合を除き、それらの諸費用を当社に請求することはできないものとします。

#### **第20条 本件コンテンツの納入**

登録コミュニティリーダーは、コミュニティリーダー個別契約に定められた納入期限までに、本件コンテンツを制作し、コミュニティリーダー個別契約において指定された方法により、当社およびクライアントが本件コンテンツの内容の確認が可能な状態（ただし、非公開の状態を維持しなければならないものとします。）とすることにより、本件コンテンツを納入するものとします。

登録コミュニティリーダーは、納入期限までに本件コンテンツを当社に納入できないおそれがある場合は、当該理由および遅延するおそれのある日数等を通知するものとし、当社は、クライアントの意向も踏まえて登録コミュニティリーダーと協議し、速やかに対応措置を決定するものとします。ただし、かかる登録コミュニティリーダーの通知は納入期限遅延に関する登録コミュニティリーダーの責任を免除または軽減するものではありません。通知がない場合、または通知により案件遂行が不可能と当社によって判断された場合、登録コミュニティリーダーは当社の代替措置にかかる費用を負担するものとします。

#### **第21条 本件コンテンツの検収**

登録コミュニティリーダーが前条の規定に従い本件コンテンツを納入した場合、本サービスを通じて、速やかに、クライアントにその旨通知されます。クライアントは、当該通知を受領した場合、クライアント個別契約において定めた合格基準（以下「合格基準」といいます。）に基づき、速やかに当該本件コンテンツの検査を行い、通知を受領した日から10営業日以内（以下「検査期間」といいます。）にその結果を本サービスを通じて当社および登録コミュニティリーダーに通知するものとし、本サービスを通じたクライアントからの受入検査合格の通知をもって、当該本件コンテンツの検収は完了されたものとします。ただし、クライアントが検査期間内に次項に従った本件コンテンツの修正を求めなかった場合は、本件コンテンツは合格基準を満たし、検収は完了したものとみなされます。

クライアントは、前項の受入検査において本件コンテンツが合格基準を満たしていないと合理的に判断した場合、検査期間内に、本サービスを通じて、合格基準に満たない事項を明確に指摘したうえで、本件コンテンツの修正を求めることができるものとします。この場合、登録コミュニティリーダーは自己の責任と負担において、クライアントの指定する期日までに、本件コンテンツ修正し、再度、インフルエンサー個別契約において指定された方法により、当社に対し本件コンテンツを納入するものとします。前項に従い再度納入された本件コンテンツの検収については、前2項の規定が準用されるものとし、以後も同様とします。

#### **第22条 掲載開始日までに検収が完了しない場合のクライアントの解除権**

クライアントは、クライアント個別契約に定めた掲載開始日までに前条に従った本件コンテンツの検収が完了しなかった場合、当該クライアント個別契約を解除することができるものとします。クライアント個別契約が解除された場合、当社はクライアントに対して、第14条に従い当社に支払われた対価のうち、業務委託料相当額のみを返金します（本サービス利用料は返金されません）。クライアント個別契約が解除された場合、これに関するコミュニティリーダー個別契約も自動的に解除されるものとします。当該解除により、当該インフルエンサー個別契約に基づく当社の登録コミュニティリーダーに対する業務委託料の支払債務も消滅します。クライアントは、前項および第11条第4項に規定する場合を除き、クライアント個別契約を解除することができないものとします。

#### **第23条 本件コンテンツのソーシャルプラットフォーム上での公開**

登録コミュニティリーダーは、第21条の規定に従い本件コンテンツの検収が完了した場合、インフルエンサー個別契約において定める掲載開始日において、本件コンテンツを自己のアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上で公開するものとし、インフルエンサー個別契約において掲載完了日が定められている場合はその日までの期間（以下、これらの期間を「掲載維持期間」といいます。）、本件コンテンツが自己のアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上に掲載されている状態を維持するものとします。

### **第4章 登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーによる業務提供**

#### **第24条 登録ディレクターとの個別契約**

登録ディレクターは、第10条の規定に従い、本サービスを通じて、特定の本募集案件に応募することができます。登録ディレクターは、本募集案件について当社との間でディレクター個別契約を締結するに至った場合、当該ディレクター個別契約に従い、当社から再委託された本件委託業務を、当該登録コミュニティリーダーを管理し誠実に遂行させるものとします。

登録ディレクターは、ディレクター個別契約に定められた特定の登録コミュニティリーダーにのみ本件委託業務を遂行させるものとし、当社との間で別途書面で合意しない限り、当該登録コミュニティリーダー以外の第三者に本件委託業務の全部または一部を遂行させることはできません。

登録ディレクターは、(i) ディレクター個別契約に定められた特定の登録コミュニティリーダーをして、当該コミュニティリーダー個別契約および本規約に定める義務を遵守させ、かつ、(ii) 当該登録コミュニティリーダーが、当該コミュニティリーダー個別契約において明示または黙示に要求される業務水準、業務速度、業務品質において適切に本件委託業務を遂行するよう監督する義務（当該登録コミュニティリーダーの制作する本件コンテンツが第33条に定める第三者の権利を侵害しないよう当該登録コミュニティリーダーを監督する義務を含みますが、これに限られません。）を負うものとします。

ディレクター個別契約には、別段の特約なき限り、本規約の各条項の定めが適用されるものとします。本規約の条項とディレクター個別契約の規定内容が矛盾する場合には、当該ディレクター個別契約の規定が優先して適用されるものとします。

登録ディレクターは、当該ディレクター個別契約について自己が下請取引支払遅延等防止法上の下請事業者にあたる場合には、下記の条件に基づき、下請法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けることを承諾します。

#### **記**

電磁的記録の提供の方法：Web上の情報を閲覧

記録に用いられるソフトウェアおよびバージョン：Internet Explorer、Google Chrome等ブラウザ

コミュニティリーダー個別契約にかかるクライアント個別契約が第11条第4項に基づきクライアントから解除された場合、管理を担当する当該ディレクター個別契約は当然に終了します。この場合、当社は、登録ディレクターに対し、当該ディレクター個別契約に定める業務委託料の支払いは行いません。

#### **第25条 報告および協議**

登録コミュニティリーダーは、プロデューサーまたはディレクターからの指示がある場合には、受託した業

務の進捗状況、実績時間その他の事項について、プロデューサーまたはディレクターが求める時期、内容および様式により報告しなければならないものとします。

## 第26条 クライアント提供素材の使用およびブランド・イメージ保持義務等

登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーは、本件委託業務を遂行するにあたり、クライアントおよび当社のブランド・イメージの保持に努めるものとし、クライアントおよび当社のブランド・イメージを毀損するおそれのあるいかなる行為も行ってはならないものとします。

登録ディレクターは、登録コミュニティリーダーによる本件委託業務においてクライアント提供素材の使用につき、登録コミュニティリーダーをして、本規約およびコミュニティリーダー個別契約に定める条件に従わせるものとします。

登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーは、本件コンテンツの検収が完了した後、コミュニティリーダー個別契約において、クライアント提供素材の全部または一部をクライアントに返還し、または廃棄することが求められる場合があります。

登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーは、本件委託業務を行う目的で使用する場合を除き、クライアントおよび当社の名称、クライアントおよび当社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービス・マーク等を使用することはできません。

コミュニティリーダー個別契約の条件に従った本件委託業務におけるクライアント提供素材の使用を除き、クライアントおよび当社は、登録ディレクターおよびその登録コミュニティリーダーに対し、クライアントまたは当社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービス・マーク等（以下、本条において「本件商標等」といいます。）の商標権や著作権、意匠権、特許権、実用新案権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を許諾するものではありません。

登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーは、クライアントおよび当社の商号、本件商標等およびこれらに類似する商標等もしくはこれらの略称について、商標の登録または商号の登記を行うことはできません。

## 第27条 登録ディレクターへの支払

当社は、登録ディレクターに対し、本件委託業務の業務委託料としてディレクター個別契約にて定められた金額を、第31条の規定に従い本件コンテンツのソーシャルプラットフォーム上での公開が開始された日の翌月末日（当該日が営業日でない場合は、翌営業日）まで（ただし、登録ディレクターが下請取引支払遅延等防止法上の下請事業者にあたる場合、当該日が第20条に従い本件コンテンツが納入された日から60日以内）に、登録ディレクターが個人の場合には所定の税額の源泉徴収を行った上、別途登録ディレクターが指定した銀行口座に振込む方法により支払うものとします。銀行振込手数料その他支払に要する費用は当社の負担とします。

ディレクター個別契約において別段の定めなき限り、前項に定める業務委託料には消費税相当額が別途加算されるものとします。

ディレクター個別契約の遂行のために必要となる登録コミュニティリーダーの出張旅費、宿泊費その他の諸費用は、第1項に定める業務委託料に含まれるものとし、登録ディレクターは別途定めがある場合を除き、これらの諸費用を当社に請求することはできないものとします。

## 第28条 本件コンテンツの納入

登録ディレクターは、登録コミュニティリーダーをして、コミュニティリーダー個別契約に定められた納入期限までに、本件コンテンツを制作させ、コミュニティリーダー個別契約において指定された方法により、当社およびクライアントが本件コンテンツの内容の確認が可能な状態（ただし、非公開の状態を維持しなければならないものとします。）とすることにより、本件コンテンツを納入するものとします。

登録ディレクターは、納入期限までに本件コンテンツを当社に納入できないおそれがある場合は、当該理由および遅延するおそれのある日数等を通知するものとし、当社は、クライアントの意向も踏まえて登録ディレクターと協議し、速やかに対応措置を決定するものとします。ただし、かかる登録ディレクターの通知は納入期限遅延に関する登録ディレクターの責任を免除または軽減するものではありません。通知がない場合、または通知により案件遂行が不可能と当社によって判断された場合、登録ディレクターは当社の代替措置にかかる費用を負担するものとします。

## 第29条 本件コンテンツの検収

登録ディレクターが前条の規定に従い本件コンテンツを納入した場合、本サービスを通じて、速やかに、クライアントにその旨通知されます。クライアントは、当該通知を受領した場合、合格基準に基づき、速やかに当該本件コンテンツの検査を行い、検査期間内にその結果を本サービスを通じて当社および登録ディレクターに通知するものとし、本サービスを通じたクライアントからの受入検査合格の通知をもって、当該本件コンテンツの検収は完了されたものとします。ただし、クライアントが検査期間内に次項に従った本件コンテンツの修正を求めなかった場合は、本件コンテンツは合格基準を満たし、検収は完了したものとみなされます。

クライアントは、前項の受入検査において本件コンテンツが合格基準を満たしていないと合理的に判断した場合、検査期間内に、本サービスを通して、合格基準を満たさない事項を明確に指摘したうえで、本件コンテンツの修正を求めることができるものとします。この場合、登録ディレクターは自己の責任と負担において、ク

クライアントの指定する期日までに、当該登録コミュニティリーダーをして本件コンテンツを修正させ、再度、コミュニティリーダー個別契約において指定された方法により、当社に対し本件コンテンツを納入するものとします。

前項に従い再度アップロードされた本件コンテンツの検収については、前2項の規定が準用されるものとし、以後も同様とします。

### 第30条 掲載開始日までに検収が完了しない場合のクライアントの解除権

当社は、ディレクター個別契約に定めた掲載開始日までに前条に従った本件コンテンツの検収が完了しなかった場合、当該ディレクター個別契約を解除することができるものとします。当該解除により、当該インフルエンサー個別契約に基づく当社の登録ディレクターに対する業務委託料の支払債務も消滅します。

### 第31条 本件コンテンツのソーシャルプラットフォーム上での公開

登録ディレクターは、第29条の規定に従い本件コンテンツの検収が完了した場合、ディレクター個別契約において定める掲載開始日において、本件コンテンツを当該登録コミュニティリーダーのアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上で公開する手続きを取り、ディレクター個別契約において掲載維持期間が定められている場合は掲載維持期間中、本件コンテンツが当該登録コミュニティリーダーのアカウント等を通じてソーシャルプラットフォーム上に掲載されている状態を維持するものとします。

## 第5章 本件コンテンツに関する権利の取扱い

### 第32条 知的財産権

本件コンテンツの著作権等の知的財産権は、原則として、当社に帰属するものとします。ただし、コミュニティリーダー個別契約およびクライアント個別契約において別途取決めがある場合は、当該取決めを優先して適用するものとします。

クライアントは、ソーシャルプラットフォームにアップロードされた本件コンテンツには、アップロードされたソーシャルプラットフォームの利用規約が適用され、当該利用規約に従った取扱い（本件コンテンツの利用について一定の制限があり、ソーシャルプラットフォームに対して一定のライセンスが付与されるといった規定を含みますが、これらに限りません。）がなされることを確認し、これを予め承諾するものとします。

第1項の規定にかかわらず、クライアントおよび当社は、ソーシャルプラットフォームの利用規約においてソーシャルプラットフォームに掲載されたコンテンツの利用方法として許容されている方法により、本件コンテンツを利用することができるものとします。

登録コミュニティリーダーは、個別契約において別段の定めがある場合を除き、アカウント等を通じてソーシャルプラットフォームに本件コンテンツをアップロードする際には、コミュニティリーダー個別契約の定めに従い、本件コンテンツの説明欄において、本件コンテンツがPR案件であること、および本件コンテンツのクライアント名等を表示する措置または当社により指示された表記を施すものとします。

本サービスはコミュニティリーダーおよびディレクターの紹介を行う者としてします。本サービスの利用をする場合はYouTubeの利用規約およびGoogleプライバシーポリシーや各ソーシャルプラットフォームの規定などに同意したものとみなします。

### 第33条 第三者の権利侵害

登録コミュニティリーダーおよびその登録ディレクターは、コミュニティリーダー個別契約に基づく本件委託業務の実施に当たり、第三者の権利を侵害しないように留意すると共に、本件コンテンツについても、第三者の如何なる権利（知的財産権、名誉権、肖像権、プライバシー権およびパブリシティ権を含みますが、これらに限られません。）も侵害していないことを当社およびクライアントに保証します。

前項の定めにかかわらず、本件コンテンツについて、第三者からクライアントまたは当社に対して何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合において、クライアントまたは当社から処理の要請がなされたときは、登録コミュニティリーダーおよびその登録ディレクターは、クライアントまたは当社からの指示に従い、当該本件コンテンツをソーシャルプラットフォームから削除するなどの措置を取り、また、自己の責任と費用負担において、当社およびクライアントに代わって当該第三者との紛争を処理するとともに、クライアントおよび当社がかかる訴え、異議、請求等により被った一切の損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

## 第6章 その他

### 第34条 登録ユーザーの禁止事項

登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）

犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為  
猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為

異性交際に関する情報を送信する行為

法令または当社もしくは登録ユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為

コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為

本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為

当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

氏名・住所・電話番号・メールアドレス等第三者が見て個人を特定できる情報を第三者に提供する行為

複数のメールアドレス等を登録して重複して登録ユーザーの登録を行う行為

登録ユーザーの登録を取り消された登録ユーザーに代わり登録をする行為

他の登録ユーザーもしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

当社、他の登録ユーザーまたは第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）

他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたはメッセージ（以下「電子メール等」といいます。）もしくは嫌悪感を抱く電子メール等（そのおそれのある電子メール等を含みます。）を送信する行為、他者の電子メール等の受信を妨害する行為または連鎖的な電子メール等の転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為

当社または第三者の設備もしくは本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアを言い、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、またはポートスキャン、DOS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為、または支障を与えるおそれのある行為

サーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為

本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により他の登録ユーザーの登録情報を取得する行為

本件委託業務自体および当社が承認した場合を除き、本サービスを使用した営業活動、営利を目的とした本サービスの利用、またはその準備を目的とした本サービスの利用をする行為

法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為、その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為

長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に支障を来たす行為

ソーシャルプラットフォームその他のインターネットサイト等において、ある商品またはサービスについて実際のものより著しく優良・有利だと誤認させる内容を記載することを依頼する行為

上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）を助長する目的で他のサイトにリンクを張る行為

その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

当社は、本サービスにおける登録ユーザーによる情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

当社およびソトママの名称を使用し、当社が明示的に許可していない営業などの活動を行うあらゆる行為  
ソトママにおける登録ユーザーおよび登録ユーザー関係者に対する特定商取引法に定められる営業行為

登録ユーザーが、前項の各号に違反した場合、違約金として金100万円を当社に支払うものとし、また、違反で影響を生じさせた登録ユーザーおよび登録ユーザーの関係者の数、または、事案1件当たりの多い数ごとに発生するものとする。本項の規定は、かかる違約金の額を超える損害についての、当社の登録ユーザーに対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

違反については、被害者の申し出がない場合についても、実態として判別される場合は違反したとみなされることに同意するものとする。

コミュニティリーダーの管理するコミュニティメンバーが違反をした場合は、コミュニティリーダーが責任を負うものとする。

### 第35条 直接取引の禁止

登録ユーザーは、本規約で明示的に定める場合または当社が事前に承諾した場合を除き、本サービスを利用せずに登録ユーザー同士で、本サービス内で実行可能な内容の取引を直接行ってはならないものとします。また、登録ディレクターおよび登録コミュニティリーダーは、本サービスを通じて行われる取引の代金をクライアントから直接受領してはならないものとします。

登録ユーザーが、第11条第5項または前項に違反した場合、違約金として金100万円を当社に支払うものとし、また、違反で影響を生じさせた登録ユーザーおよび登録ユーザーの関係者の数、または、事案1件当たりの多い数ごとに発生するものとする。本項の規定は、かかる違約金の額を超える損害についての、当社の

登録ユーザーに対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

### 第36条 本サービスの停止等

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合

コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は登録ユーザーに事前に通知するものとします。

当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第37条 情報の保存

当社は、登録ユーザーが投稿した記事や送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、当社は本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第38条 データ等の閲覧

登録ユーザーは、本規約に違反する行為の有無を判断するために、登録ユーザーが本サービスにおいて掲載するデータ等を当社が閲覧する機会があることをあらかじめ了解するものとします。また、当社は、不適切なデータ等についてこれを監視および削除する義務を負っているものではありません。

### 第39条 ダウンロード等についての注意事項

登録ユーザーは、本サービスの利用開始に際しまたは本サービスの利用中に、本サイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を登録ユーザーのコンピューター等にインストールする場合には、登録ユーザーが保有する情報の消滅もしくは改変または機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとし、当社は、登録ユーザーに発生した当該損害または損失等について一切責任を負わないものとします。

### 第40条 本サービスについての権利帰属

本サイトおよび本サービスに関する所有権および知的財産権は、全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、本サイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。登録ユーザーは、如何なる理由によっても、当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

### 第41条 登録取消、解除等

当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて、本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を取り消すことができ、また、当該登録ユーザーが当事者となっているクライアント個別契約またはディレクター個別契約またはコミュニティリーダー個別契約の全部または一部を解除することができます。

本規約のいずれかの条項または自己が当事者となっているクライアント個別契約またはインフルエンサー個別契約に違反した場合

登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合

当社、他の登録ユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合

手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合

支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

自ら振出し、もしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合

租税公課の滞納処分を受けた場合

死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

他の登録ユーザーや第三者から受ける苦情が、故意・過失を問わず、当社が定める一定水準を超えた場合。この苦情には、登録ディレクターまたは登録コミュニティリーダーについて、当社がクライアントから受ける業務水準、業務速度、業務品質に関する苦情が含まれます。

当社が定める一定期間内に一定回数以上のログインがなかった場合

第3条第5項各号に定める登録拒否事由のいずれかに該当する場合

その他、当社が登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合

前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

当社とクライアントの間のクライアント個別契約が解除等により終了した場合、当社は、当該契約にかかる当社と登録ディレクターまたは登録コミュニティリーダーの間のディレクター個別契約またはコミュニティリーダー個別契約を解除することができるものとします。

当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

登録ユーザーが登録取消を希望する場合は、当社に連絡し、当社所定の退会手続を行うこととします。ただし、(i) 当該登録ユーザーが以下に定めるいずれかの状況にある場合は退会できないものとし、(ii) 登録ユーザーが登録取消の手続を行った時点で、登録を取消することが第三者の不利益になると当社が判断する場合は、即座の登録取消はできず、当該不利益を解消すべく登録ユーザーが一連の手続を遅滞なく円滑に進め完了させた後に、退会手続を行うものとします。

自らが当事者（または業務遂行者）となっている本件業務委託が終了していない場合

自らが当事者（または業務遂行者）となっている本件業務委託に関する業務委託料および本サービス利用料の支払手続が完了していない場合

本条に基づき登録ユーザーの登録が取り消された場合、登録ユーザーは、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

登録ディレクターが登録ユーザーとしての登録を取り消され、または退会したときは（ただし、第1項に基づく解除による場合を除きます。）、当社は、当該登録ディレクターに所属する登録コミュニティリーダーについて、当該登録コミュニティリーダーに通知の上、登録ユーザーとしての登録を取り消すことができるものとします。

#### 第42条 保証の否認および免責

登録ユーザーは、本サービスを利用することが、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の規則、ガイドライン等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、登録ユーザーによる本サービスの利用が、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の規則、ガイドライン等に適合することを何ら保証するものではありません。

本サービスまたは本サイトに関連して登録コミュニティリーダーとクライアント、他の登録ユーザー、サイト閲覧者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、登録ユーザーの責任において処理および解決するものとし、当社は、かかる事項について一切責任を負いません。

当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、登録ユーザーやサイト閲覧者のメッセージまたは情報の削除または消失、登録ユーザーの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して登録ユーザーやサイト閲覧者が被った損害または損失等につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

本サイトから他のウェブサイトへのリンクまたは他のウェブサイトから本サイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、本サイト以外のウェブサイトおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

#### 第43条 紛争処理および損害賠償

登録ユーザーおよびサイト閲覧者は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に何らかの損害または損失を与えた場合、当社に対し、当該損害および損失を賠償しなければなりません。

登録ユーザーが、本サービスに関連してクライアント、他の登録ユーザー、その他の第三者からクレームを受け、またはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、登録ユーザーの費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過および結果を当社に報告するものとします。

登録ユーザーによる本サービスの利用に関連して、当社が、クライアント、他の登録ユーザー、その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、登録ユーザーは、当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切賠償の責任を負いません。

サービスに関連し、当社の故意又は重過失により登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は、理由のいかんを問わず、当該登録ユーザーに現実に生じた通常かつ直接の損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。

#### 第44条 秘密保持

本規約において「秘密情報」とは、本サービス利用契約または本サービスに関連して、登録ユーザーが、当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供もしくは開示されたか、または知り得た、当社の技術、営

業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。なお、他の登録ユーザーの情報については、

当社の秘密情報として取り扱われるものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。

当社から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または既に正当に保有していた情報

当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となった情報

提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得した情報

秘密情報によることなく単独で開発した情報

当社から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報

登録ユーザーは、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。

第2項の定めにとわらず、登録ユーザーは、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

登録ユーザーは、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。

登録ユーザーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

#### **第45条 個人情報**

当社は、個人情報およびそれに類する情報を別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。登録ユーザーは、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき個人情報が取り扱われることについて同意するものとします。

登録ユーザーは、本サービスを通じて委託された本件委託業務を履行する目的以外には、本サービスを通じて取得した個人情報を使用してはなりません。登録ユーザーは、本サービスを利用して個人情報の収集を行ってはならないものとします。

#### **第46条 有効期間**

本サービス利用契約は、登録ユーザーについて第3条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該登録ユーザーの登録が取り消された日または本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と登録ユーザーとの間で有効に存続するものとします。

#### **第47条 本規約等の変更**

当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。

当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、登録ユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、登録ユーザーが本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、登録ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### **第48条 連絡/通知**

本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

#### **第49条 本規約の譲渡等**

登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本サービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに登録ユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### **第50条 完全合意**

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と登録ユーザーとの完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と登録ユーザーとの事前の合意、表明および了解に優先します。

#### **第51条 分離可能性**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社および登録ユーザーは、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨ならびに法律的および経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

#### **第52条 存続規定**

第6条第3項、第32条、第33条、第36条第3項、第37条、第40条、第41条第4項および第6項、第42条から第45条ならびに第49条から第53条までの規定は本サービス利用契約の終了後も有効に存続するものとします。ただし、第44条については、本サービス利用契約終了後5年間に限り存続するものとします。

#### **第53条 準拠法および管轄裁判所**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第54条 協議解決**

当社および登録ユーザーは、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

(2019年11月3日制定実施)